

令和 8 年度下田市学校徴収金システムサービス 仕様書

1 件名

令和 8 年度下田市学校徴収金システムサービス

2 業務の目的

本業務は、下田中学校の学校徴収金の徴収及び管理について、デジタル化及びキャッシュレス化を推進し、保護者等の利便性向上及び教職員の業務負担軽減を図ることを目的とする。

3 履行時期

契約期間は、業務契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、当該期間中の業務が適正に履行され、かつ、本市の改善要望等が受注者との協議により適切に反映されている場合においては、本市及び受注者の合意により翌年度も継続して契約を締結できるものとする。

4 導入スケジュール

本業務においては契約締結後、システムの構築及び準備を進め、令和 8 年 12 月 11 日（金）にシステムの運用開始を予定する。

5 前提条件

本サービスの前提条件は次のとおりとする。

(1) 集金費目

学校が徴収する学年費、学級費、部活動費、PTA 会費、修学旅行費等

(2) 対象校

下田市立下田中学校（生徒数約 390 名）

(3) 想定される集金総額及び集金回数（1 年間）

本件の見積にあたっては、令和 8 年度の想定により積算を行うこととする。

	年間	令和 8 年度
集金額	約 2 千万円	973, 500 円
集金回数	9 回	1 回
入金口座数	※12 口座	※12 口座

※なお、システム上において同一口座での振分管理が可能な場合は 8 口座とする。

(4) サービスの主な利用者

生徒の保護者等及び教職員

(5) 保護者等からの集金方法

保護者からの集金方法は次のいずれか、又は複数を想定する。

ア キャッシュレス決済（クレジットカード決済、口座直結決済等）

イ コンビニ決済

ウ 口座振替

6 機能要件

本件は受注者が提供する SaaS 型クラウドサービスを本市が利用することとし、機能要件は次のとおりとする。

（１） 基本要件

ア 提案時点で運用が開始されている既存のパッケージシステムを導入すること。

イ 学校側において、パソコン上で利用する管理用画面はブラウザ（Google Chrome、MicrosoftEdge 等）により利用できる web アプリケーションとし、ソフトウェアのインストール及びプラグイン等の追加インストール、制御モジュール等の適用作業が一切不要であること。

ウ 保護者等が利用する画面は、Web ブラウザ又はスマートフォンアプリに対応していること。

※スマートフォンアプリの場合は iOS（App Store）及び Android（Google Play）で認証済みであり、各ストアからダウンロードできること。

エ Web ブラウザのバージョンアップに随時対応すること。

オ 請求や督促等のメッセージ送信機能と集金機能が一体になっている、又は他のサービスと連携により当該機能の一体的な提供が可能であること。

（２） 管理者画面及び操作権限

ア 管理者画面は、ID・パスワードによりログインできること。また、アクセス元 IP アドレスに制限を設けること。

イ 小学校への導入を見据え、管理者アカウントを学校ごとに設定できること。

（３） 児童生徒情報の登録（管理者）

ア 生徒情報（ID、氏名、所属クラス、グループ等）は、CSV ファイル等のインポートにより一括登録できること。

イ 生徒情報は、個別に追加、修正、削除等ができること。

ウ 小学校への導入を見据え、児童生徒情報を学校ごとに管理できることとし、各学校では自校分のみ管理運用ができること。

エ 保護者等が登録したメールアドレス及びパスワードは、管理者画面にて閲覧できないこと。

オ 管理者画面にて、保護者等が利用者登録（各児童生徒に紐付く登録）をしたか確認できること。

（４） 利用者登録

ア 事前登録された生徒の保護者等のみが利用登録できること。

イ 保護者等は ID、パスワードによりログインできること。

(5) 請求機能

ア 教職員が請求情報を作成し、複数の生徒の保護者等に対して一斉及び個別送信（口座振替の場合は請求データの確定）ができること。

イ 保護者等は、アプリ又はメールを通じて請求情報の受取等ができること。

ウ 請求情報は、CSV ファイル等をインポートすることで一括登録できること。

エ 請求情報を送信後、請求情報の入力締日前又は保護者等が支払う前であれば、請求の停止や金額の変更ができること。

(6) 支払機能

ア 保護者等は届いたメッセージを通じて、支払ができること。

イ 保護者等は、利用者画面で支払状況の確認ができること。

ウ 支払締日等から起算して 30 日以内に、指定の口座へ徴収金が入金されること。

エ 入金された徴収金を学校が指定した口座へ振分けできること。

(7) 収納管理機能

ア リアルタイムに保護者等の請求状況、支払状況が一覧で確認できること。

イ クラス単位・学年単位・未納者等の条件で抽出して一覧表示できること。

ウ 上記ア、イに記載した内容を CSV ファイル等にて一括ダウンロードができること。

エ 未納者を抽出し、一斉又は個別に催促メッセージを送信できること。

7 非機能要件

(1) 利用時間

サービスの利用時間は、原則として 24 時間 365 日とする。ただし、保守等の予定された停止については、その限りではない。

(2) レスポンスタイム

通常 3 秒以内、最大 6 秒以内であること。ただし、特殊な処理（大量のデータ登録、検索や印刷等）については、例外としてよい。

(3) トランザクションレベル

リアルタイム処理を原則とし、一貫性及び整合性を維持するために十分な排他制御が行われていること。

(4) 使用性

画面の構成は、効率的な操作のため、画面遷移、入出力操作方法等に工夫するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、一貫性があるユーザーインターフェースであること。

(5) 不正侵入対策

外部からの不正な接続及び侵入への対策を講じること。また、情報資産の漏洩、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。

(6) アクセス制御及びログの管理

ア 管理者（教職員等）及び利用者（保護者）ごとにシステムへのアクセス制御を行う機能を設けること。

イ 管理者（教職員等）及び利用者（保護者）のシステムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏洩、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。

ウ 管理者画面については、個人ごとにログ情報及び操作状況等が確認できること。

エ 管理者画面については、アクセス元 IP アドレスに制限を設けることで、教職員が職場以外で操作ができないようにすること。

(7) 暗号化

通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。

(8) 脆弱性対策

システムが利用しているソフトウェアに脆弱性が発見された場合には、脆弱性が修正されたバージョンが公開され次第、脆弱性対策を講じること。

(9) 認証取得等

本システムを提供する事業者は、以下のいずれかの認証を取得していること、又は同等以上のセキュリティ水準を有すること。

ア プライバシーマーク

イ ISO/IEC27001 (ISMS)

ウ ISO/IEC27017

(10) 災害・障害対策

データバックアップを毎日実施していること。

(11) 個人情報その他の非公開情報が保存されているデータセンターは日本国内にあること。

8 サービスの運用保守

(1) 運用・保守要件

ア ハードウェア障害・ソフトウェア不具合等の早期発見・予防に努めること。

イ システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守やパッチ適用等を行うこと。

ウ 本サービスに関し、契約以後に、標準機能が拡張された場合や仕様変更（いわゆるバージョンアップ等）がある場合には、教職員や保護者等のユーザ（以下「ユーザ」とする。）に対して、速やかに通知すること。一般的なバージョンアップ（機能拡張）については、追加費用は発生しないこと。

(2) 障害対応

ア 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などを決定し、安定的な稼働管理を行うこと。

イ 障害が発生した場合は、本市及び障害の影響を受けたユーザに対して、速やかに通知するとともに、早い原状復帰に努めること。また、本市が障害を発見した場合、電話、

メールによる問合せに対応すること。

ウ 稼働診断、定期点検等により障害予防を行うこと。

9 サービスの運用サポート

(1) 利用開始に向けて、次のとおり導入支援を行うこと。

ア 学校側への支援

(ア) 操作説明会を現地又はオンラインで開催し、学校担当者等への説明を行うこと。

また、説明した資料はPDF等のデータで提供すること。

(イ) 操作マニュアル等を提供すること（オンラインマニュアルも可）。

イ 保護者等への支援

利用方法について、操作マニュアル、説明動画等の提供を行うこと。

(2) 導入後に次のとおり運用サポートを行うこと。

ア 保護者等及び教職員からの問合せについて、ヘルプデスク等で随時対応すること。

イ 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の9時から17時までとする。ただし、緊急時は、本市と協議の上対応すること。

10 個人情報の保護

(1) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のための適切な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報にあつては、適正に管理すること。

(3) 契約が終了した際、受注者は本契約にて保有した個人情報を完全に消去すること。なお、システムの特性等により、消去ができない場合においては、当該データへのアクセスを制限し、復元又は利用を行わない措置を講じるものとする。

11 提案価格について

(1) 契約金額には、以下の内容を含むものとする。

ア システム基本使用料

イ 初期導入費用

ウ 決済手数料、収納代行手数料

エ システム保守、運用サポート費用

オ 受注者のシステム運用、保守

エ 一般的なバージョンアップ（拡張機能）に係る経費

カ その他本業務で発生する諸経費

(2) 有料のオプション機能等の提案がある場合、見積書にはオプション機能の金額は含めないものとし、オプション機能と金額が分かる資料を別途提出すること。

- (3) コンビニ払手数料等、学校徴収金支払者側に手数料等の負担が発生する場合、見積書には当該手数料等を含めないものとし、別途企画提案書中に金額等を記載すること。

12 特記事項

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 本市は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (4) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、本市に承認を得た場合はこの限りでない。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受注者が協議の上決定する。
- (6) 発注者は、受注者がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除することができる。また、契約の解除により、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。
- (7) 受注者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。